

「にしく市民活動支援センター運営事業委託」受託候補者選定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、西区入札参加資格・指名業者選定委員会実施要綱（以下「実施要綱」という。）第8条の規定に基づき、「にしく市民活動支援センター運営事業委託」をプロポーザル方式により受託候補者を選定する場合の手続き等については、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱及び横浜市委託に関するプロポーザル方式運用基準に定めがあるもののほか、この実施要領に必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 実施要綱第8条に定められた審議事項は、次のとおりとする。

(1) プロポーザルの実施に関する審査

- ア プロポーザル提出者の決定（公募型は公募条件、指名型は指名業者）
- イ プロポーザルの評価方法の決定
- ウ 提出要請書の審査
- エ その他必要と認めるもの

(2) 選定に関する審査

- ア プロポーザルの評価
- イ プロポーザルの評価結果の通知
- ウ 委託業者の決定

(提出要請書)

第3条 プロポーザルの提出要請書には、原則として、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要・基本計画等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) 提案書の作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案書の内容)

第4条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは、別に定める。

- (1) 業務実績
- (2) 当該業務の実施方針
- (3) 業務実施体制

- (4) 当該業務の具体的な提案
- (5) その他当該業務に必要な事項

(評価)

第5条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 業務実績等
 - (2) 業務実施方針の妥当性・実現性等
 - (3) 提案内容の妥当性・実現性等
 - (4) その他、必要に応じて（同点の場合等）当該業務に必要な事項
- 2 プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。ただし、提案者が6社以上の場合は、第一次評価として書類選考を実施し、第二次評価として上位5位にヒアリングを実施する。
- 3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。
- 4 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の選定結果については、その提案者に通知する。

(プロポーザル評価委員会)

第6条 プロポーザルの評価にあたっては、にしく市民活動支援センター事業運営委託プロポーザル評価委員会（以下「評価委員会」という。）を別に設置し、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
 - (2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト並びに評価基準の確認
 - (3) 評価の集計及び報告
 - (4) ヒアリング
- 2 評価委員会には委員長、副委員長及び委員を置き、次のとおりとする。
- | | | |
|------|----|-----------|
| 委員長 | 西区 | 総務課長 |
| 副委員長 | 西区 | 区政推進課長 |
| 委員 | 西区 | 福祉保健課長 |
| | 西区 | 高齢・障害支援課長 |
| | 西区 | こども家庭支援課長 |
- 3 委員長に事故等があり、かけたときには、副委員長がその職務を代理する。
- 4 評価委員会は、委員の5分4の出席をもって成立する。
- 5 委員長は、評価結果を西区入札参加資格審査・指名業者選定委員会に報告するものとする。
- 6 評価委員会は、非公開とする。

(提案資格確認の通知)

第7条 実施取扱要綱第11条により選定されなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により選定されなかった理由の説明を求めることができる。なお、書面は本市が通知を送付した日の翌日起算で、区役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに参加意向申出書提出先まで提出しなければならない。

2 前項により説明を求められたときは、本市が書面を受領した日の翌日起算で、区役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

(評価結果の通知)

第8条 実施要綱第17条により特定されなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により選定されなかった理由の説明を求めることができる。なお、書面は、本市が通知を送付した日の翌日起算で、区役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに提案書提出先まで提出しなければならない。

2 前項により説明を求められたときは、本市が書面を受領した日の翌日起算で、区役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

附 則

この要領は、平成25年11月13日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年10月19日から施行する。